長門東部自治会 ~犯罪に強いまちを目指して~

防犯まちづくりニュース



第1回

「防犯まちづくり推進地区」の認定に向けた まちあるき(まちの防犯診断)を開催しました!

6月15日(木曜日)、中川地域センタ・で開催した長門東部自治会の第1回まちあるきには、町会役員、綾瀬警察署生活安全課、区まちづくり課・危機管理課職員など26名が参加しました。



身近なことで犯罪は防げます!

治安対策専門員より、「入りやすい・見えにくい」= 危険な箇所、「入りにくい・見えやすい」= 安全な箇所、などの 講習を受けて、まちあるきを行いました。

玄関先に植木鉢があり手入れがされている 掲示板が整理されている

など、地域の規律の高さがうかがわれるまちは、犯罪者が嫌 がるといったレクチャーを受けながら現地を確認しました。



犯罪は起こりやすい場所と起こりにくい場所が あります!

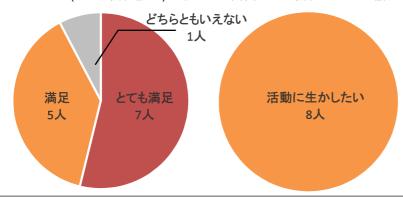
まちあるきの結果は地図にまとめて発表しました。

みんなで気づいたことを地図にまとめることで、ふだん 住んでいるまちを防犯の視点で再確認することができました。



参加者の声(参加者の皆様に回答いただいたアンケートの抜粋)

Qまちあるき(まちの防犯診断)の感想 Q雨宮先生の防犯まちづくり講演の感想 Q今後の話し合いの必要性







「笑顔であいさつし合い、コミュニケーションが生まれる 第2回 まち」をめざして、憲章づくりを行いました!

防犯のアドバイザーから防犯まちづくり を学びました!

6月27日(火曜日)の午前、長門小学校で開催した 長門東部自治会の第2回意見交換会では、「防犯まちづ くり憲章」を作成しました。

冒頭、防犯まちづくり推進アドバイザーの雨宮護先生より、見通しがよく目が行き届く状況を作り出す『自然監視性の確保』、住民同士のコミュニケーション形成による『領域性の強化』、花植えやジョギングなどをしながらまちを見守る『プラス防犯』などのポイントをご紹介いただきました。

アドバイザーの講演と前回のまちあるきをふまえ、2 班で作成した憲章の素案をもとにして長門東部自治会の 「防犯まちづくり憲章」を以下のとおりまとめました。





長門東部自治会「防犯まちづくり憲章」

長門東部自治会では、笑顔であいさつし合い コミュニケーションが生まれるまちをめざして、この憲章を定めます。

- 1. 自治会でパトロールを定期的に実施します。
- 2. ステッカーや看板、掲示版で防犯の情報を発信します
- 3. 学校と連携して地域ぐるみであいさつ週間をすすめます。
- 4. 無理のない範囲で家の前の道路美化や見守りに努めます。
- 5. 花好きな人に協力してもらい、フラワーポットによる見守りをすすめます。
- 6. 自治会独自で街灯のLED化をすすめます。
- 7. 防犯カメラを設置し、上記の活動を補完します。

平成29年6月27日

今後、この憲章を踏まえ、長門東部自治会を「防犯まちづくり推進地区」として区が認定する予定です。防犯まちづくり憲章に掲げた取組みを実行すべく、地域の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。

防犯まちづくり推進地区、まちの防犯診断に関する問い合わせ先

足立区市街地整備室まちづくり課防犯まちづくり係(区役所南館4階)

電話 03-3880-5435

足立区危機管理室危機管理課生活安全推進担当(区役所南館7階)

電話 03-3880-5838

H29.8発行:足立区まちづくり課

